

まちなか舗装高質化検討業務委託 特記仕様書

第1条（適用）

本特記仕様書は、「まちなか舗装高質化検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

本業務の遂行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書」（令和7年10月熊本市）、その他関係示方書及び担当者の指示に従い実施するとともに、関係諸法規を遵守しなければならない。なお、これらに記載のない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

第2条（目的）

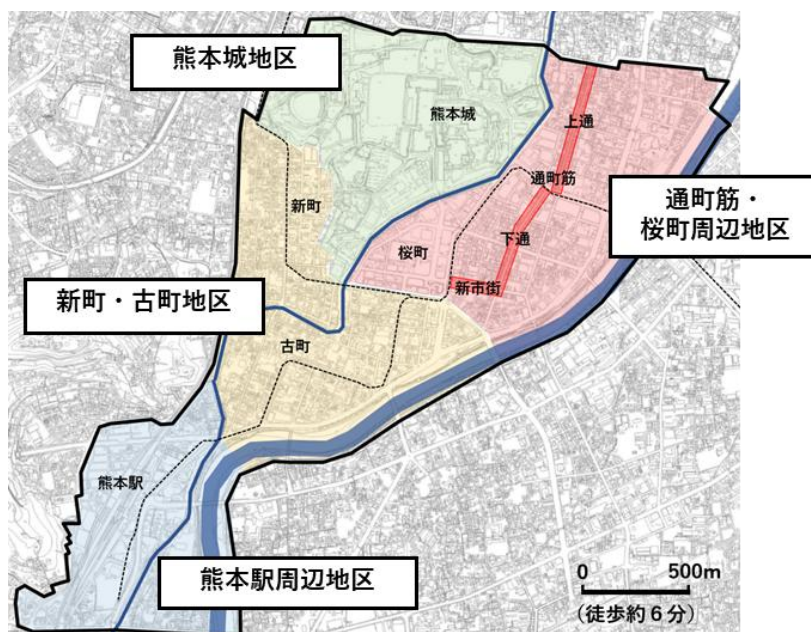
本市では、「昼も夜も歩いて楽しめる魅力的な都市空間」の創出に向けて、ウォーカブルなまちづくりを推進している。

本業務は、歩行者の安全性と快適性を確保するとともに、景観に配慮したデザイン性の高い舗装を採用することで、歩きたくなる魅力的な歩行空間を創出し、地域の観光振興及び回遊性の向上を図るための「（仮称）まちなか舗装高質化ガイドライン」を作成することを目的とする。

第3条（履行場所）

熊本市中心市街地

なお、対象範囲は熊本市中心市街地ウォーカブルビジョンで示している通町筋・桜町周辺地区とする。



出典：熊本市中心市街地ウォーカブルビジョン

第4条（履行期間）

履行期間は、契約日から令和9年（2027年）3月17日（水）までとする。

第5条（関連計画）

- 1 熊本市第8次総合計画
- 2 熊本市中心市街地ウォークブルビジョン
- 3 熊本市景観計画
- 4 その他関連計画

第6条（関連業務）

以下の報告書については貸与する。貸与品の引渡しを受けた後は借用書を提出し、返還までの間貸与品を適切に管理すること。また、貸与品は、業務完了日までに原状に復した上で返還すること。なお、電子データの場合は、熊本市（以下、「本市」という。）立会いのもと消去又は廃棄すること。

業務委託名	成果の概要
1 人流データ等を活用した中心市街地活性化推進施策検討業務委託	熊本市中心市街地の人流データ
2 熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務委託	新庁舎整備に伴う交通処理についての検討 ※業務未完了のため、提供可能データのみ提供
3 熊本市庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）作成支援業務委託	（仮称）熊本市庁舎周辺まちづくりプラン作成に必要な検討の支援を行うこと ※業務未完了のため、提供可能データのみ提供
4 熊本市まちなか舗装等修繕計画策定業務委託	維持観点から舗装及び道路附属物に対して、劣化損傷の状態を把握し、舗装及び道路附属物の修繕計画を策定したもの

第7条（業務内容）

1 計画・準備

本業務を遂行する上での技術的方針や作業スケジュール、実施体制等を検討し、実施計画書を作成するとともに、舗装高質化を検討する上でのウォークブルとしての考え方や舗装統一性の考え方を整理し、本市と方向性を共有すること（別紙業務フロー図参照）。また、関連する上位関連計画や新市庁舎整備等の周辺での開発動向について整理すること。

2 現況整理

本市にて実施する現地調査の結果を整理すること。以下の項目を想定する。

- (1) 歩道の有無

- (2) 幅員構成
- (3) 歩車道の段差の有無
- (4) 舗装の種類
- (5) 舗装構成
- (6) 道路構造物
- (7) 道路附属物（照明灯、地上機器、植樹帯、車止め等）

3 路線ごとの利用状況整理

本市にて実施する路線ごとの利用状況調査結果を整理すること。以下の項目を想定する。

- (1) 生活道路
- (2) 観光目的の利用
- (3) 荷捌き車両の有無

4 他都市事例の整理

他都市が実施している高質化（舗装高質化、道路附属物高質化等）の事例や手法について情報収集し、整理すること。

5 コンセプトの検討

関連計画、関連業務及び現況整理結果を踏まえ、歩きたくなる魅力的な歩行空間の創出に向けた「（仮称）まちなか舗装高質化ガイドライン」としての考え方をコンセプトとしてまとめること。

コンセプト立案では、通町筋・桜町周辺地区全体の整備方針を整理するとともに、路線の位置づけや道路構造、沿道環境等でタイプ分けをした上で、タイプごとに方針を定める（10タイプ程度を想定）。

6 安全性・快適性の提案

子ども・子育て世代や障がい者、高齢者等、多様な歩行者に配慮した安全性・快適性の向上策を提案する。バリアフリー対応、視認性の高い舗装デザイン、段差解消等を検討する。

7 舗装構成の検討

2～6を踏まえ、採用すべき舗装構成（舗装材、色彩、模様、遮熱性等）を検討する。景観との調和、歩行快適性、維持管理性、施行性、コスト等を考慮し、5で分けたタイプごとに案を提示する。また、舗装材の維持管理については、メーカー等へのヒアリングを行い、施行性及び部分補修の方法等を比較検討に含むこと。

8 道路附属物の高質化検討

2～6を踏まえ、道路附属物（照明灯、地上機器、植樹帯、車止め等）の高質化について、5で分けたタイプごとに検討する。

9 維持管理段階における運用方法の検討

占用工事や損傷等の復旧方法について、維持管理段階における運用方法を検討する。

必要に応じ、道路管理者やメーカー等にヒアリングすること。

10 概算工事費の検討

2～7を踏まえ、舗装高質化に必要な概算工事費を算定すること。5で分けたタイプごとの標準的な舗装構成案の単位面積当たりの材料費、施工費、維持管理費等を積算し、整備計画の実現可能性を評価する（通町筋・桜町周辺地区内の50路線程度を想定）。なお、事業スケジュール（優先順位づけ）については、別業務にて整理する。

11 関係者協議

道路管理者や交通管理者、地元商店街と協議する際、本市より指示がある場合は同席すること。また、協議資料を作成すること。

12 打合せ協議

初回打合せ（1回）、中間打合せ（3回）、報告書打合せ（1回）を行う。その他本業務について打合せが必要な場合は随時行う。なお、打合せ協議後は議事録を作成し、速やかに提出すること。

13 報告書作成

上記各項目の検討結果を整理し、とりまとめ、「(仮称)まちなか舗装高質化ガイドライン」を作成すること。また、報告書を作成すること。報告書については以下のとおりとする。

- (1) 報告書（ドッジファイル）：1部
- (2) 電子データ：2部

第8条（成果品）

1 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事等の各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準（以下、「要領・基準類」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- (2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（土木編）に基づいて作成することとする。
- (3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、印刷製本した成果品を1部とする。なお、電子納品の対象外とした書類は、紙媒体により2部とする。
- (4) 成果品提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

2 成果品

成果品の仕様、数量等については以下のとおりとする。

- (1) 報告書：1部

(2) 電子成果品：2部（CD-R又はDVD-R）

3 成果品の帰属

(1) 取得財産について

有形、無形を問わず、本業務で得られた全ての財産は、原則、本市に帰属する。

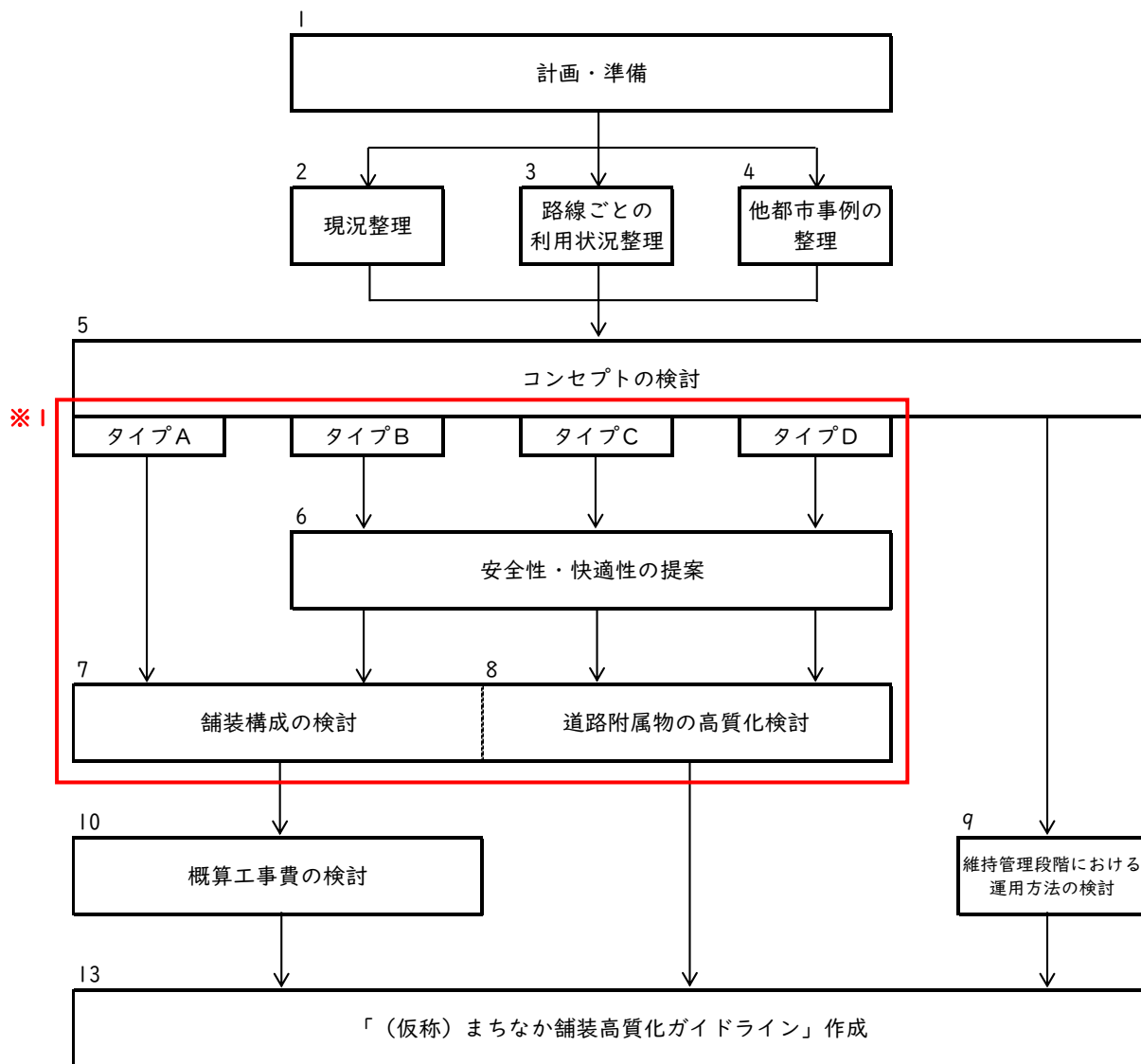
(2) 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属するものとする。

(3) 著作権の処理

本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権について必要がある場合は、使用承諾を得る等の措置を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するもの。

【業務フロー図】



※1 4タイプに分けた場合のイメージ。